



参考資料3

消食表第156号
平成29年3月22日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎



諮詢問書

下記について、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第6項の規定において準用することとされた同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の加工食品の原料原産地表示制度に係る規定及び別表を別添新旧対照表のとおり一部改正することについて



食品表示基準の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文

○食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案
--	-------------

	現 行
--	--------

品 加工食 品 （輸）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
原 料原 産地名	原 料原 産地名	原 料原 産地名	原 料原 産地名	原 料原 産地名	原 料原 産地名
1 最 も高 い原 材料 （酒税 の保全 及び酒 類業組 合等に 関す る法律 （昭和二 十八年法 律第七号） 第八十六 条の六第 一項の規 定に基 づく酒 類の表 示の基 準にお いて原 产地 を表示 する）と とされ てある原 材料及び 米穀等の 取引	1 対象原 材料（使 用した原 材料に占 める重 量の割 合が最 も高い原 材料（酒 税の保全 及び酒 類業組 合等に 関す る法律 （昭和二 十八年法 律第七号） 第八十六 条の六第 一項の規 定に基 づく酒 類の表 示の基 準にお いて原 产地 を表示 する）と とされ てある原 材料及び 米穀等の 取引	1 別表第 十五に 掲げる もの	1 別表第 十五の1 から22 までに 掲げる ものにあ つては 、原 材料及 び添加 物に占 める重 量の割 合が最 も高い生 鮮食品 で、かつ、 当該割 合が五 十パーセ ント以上 であ るもの の原 产地を、 原 材料名 に對 応させ て、次 に定め るところ によ り表 示する。	（横 断的 の義 務表 示）	（横 断的 の義 務表 示）

品 加工食 品 （輸）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
原 料原 産地名	原 料原 産地名	原 料原 産地名	原 料原 産地名	原 料原 産地名	原 料原 産地名
1 別表第 十五に 掲げる もの	1 別表第 十五の1 から22 までに 掲げる ものにあ つては 、原 材料及 び添加 物に占 める重 量の割 合が最 も高い生 鮮食品 で、かつ、 当該割 合が五 十パーセ ント以上 であ るもの の原 产地を、 原 材料名 に對 応させ て、次 に定め るところ によ り表 示する。	（横 断的 の義 務表 示）	（横 断的 の義 務表 示）	（横 断的 の義 務表 示）	（横 断的 の義 務表 示）

等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(平成二十一年法律第二十六号) 第二条第三項に規定

する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるもちを除く。）の原材料である米穀を除く。）をい

う。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて

、次に定めるところにより表示する。

一 対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の

2から5までに掲げるものを除く。）にあっては、

次に定めるところにより表示する。

イ 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあ

つては原産国名を表示する。ただし、国産品にあ

つては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。

(イ) 農産物にあっては、都道府県名その他一般に

知られている地名

(ロ) 畜産物にあっては、主たる飼養地（最も飼養

期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する

都道府県名その他一般に知られている地名

(ハ) 水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含

む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」

名」という。）、水揚げした港名、水揚げした

港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その

入品を

除く。）

以下「

対象加

工食品

う。）

」とい

（新設）

一 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあ

つては原産国名を表示する。ただし、国産品にあ

つては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。

イ 農産物にあっては、都道府県名その他一般に知

られている地名

ロ 畜産物にあっては、主たる飼養地（最も飼養期

間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道

府県名その他一般に知られている地名

ハ 水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含

む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」

名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は

主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知

他一般に知られている地名

口 輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。

二 輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。

(新設)

られている地名

二 対象原材料が加工食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。

イ 国産品にあっては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあっては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する（○○は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあっては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

ロ イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。

ハ 別表第十五の1に掲げるものにあっては、イの

規定にかかるらず、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示する。

三 一及び二の規定により表示することとされる原产地が二以上ある場合にあっては、対象原材料に占め

三 一に定める原産地が二以上ある場合にあっては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものか

る重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一及び二の規定により表示することとされる原産地が三以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

五 別表第十五の1に掲げるものの対象原材料及び2から6までの規定により原産地を表示する原材料以外の対象原材料にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、三及び四の規定により表示することが困難な場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかるわらず、使用される可能性がある原産地を過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合（以下「一定期間使用割合」といいう。）の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原

ら順に表示する。

四 一に定める原産地が三以上ある場合にあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

（新設）

産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した

場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧をして、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する二以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

ロ 対象原材料として三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、三の規定にかかるわらず、原産国名の表示に代えて、輸入品で

ある旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。

ハ 対象原材料として国産品及び三以上の外国が原

産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産である旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品において製造された旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である

対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

。

(八) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する三以上の外国が原産地のもの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること、三以上の外国が原産地である対象原材料と国産品である対象原材料の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

六

別表第十五の1に掲げるものにあっては、対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地を、一定期間使用割合の高い原産地から順に表示することができる。この場合において、一定期間において使用した割合の高いものから順に表示したことが認識できるよう、必要な表示をしなければならない。

2 別表第十五の2に掲げる農産物漬物にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示す

五

原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地を一から四までの規定により表示することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をしなければならない。

2 別表第十五の23に掲げる農産物漬物にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示す

る。

一・三 (略)

3 別表第十五の3に掲げる野菜冷凍食品にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一・二 (略)

4 別表第十五の4に掲げるうなぎ加工品にあっては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一・二 (略)

5 別表第十五の5に掲げるかつお削りぶしにあっては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあっては国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあっては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する（○○は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあっては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

二 (略)

る。

一・三 (略)

3 別表第十五の24に掲げる野菜冷凍食品にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一・二 (略)

4 別表第十五の25に掲げるうなぎ加工品にあっては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一・二 (略)

5 別表第十五の26に掲げるかつお削りぶしにあっては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

3 (略)	
(略)	
(略)	<p>6 別表第十五の6に掲げるおにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）にあつては、のりの名称の次に括弧を付して、当該の原料となる原そうの原産地について、国産品については国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。</p> <p>7 </p> <p>一 国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。</p> <p>二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。</p> <p>1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</p>

3 (略)	
(略)	
(略)	<p>6 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、それ以外の加工食品にあつては原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</p>

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないので、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一〇十（略）

十一 原料原産地名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品の原材であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務があるもの（同項下欄の1の二の口の規定により当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原産地を表示することを売買の当事者である食品関連事業者間で合意した場合（次号及び第二十四条において「当事者間で合意した場合」という。）にあつては、当該生鮮食品。）となるものの原産地に限る。）

十二 原産国名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないので、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一〇十（略）

十一 原料原産地名（対象加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものについては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ、かつお削りぶしにあつてはかつおのふし）を含むものに限る。）

十二 原産国名（輸入後にその性質に変更を加える業務用加工食品を除く。）

食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を除く。）及び輸入後にその性質に変更を加えない輸入品の原産国名に限る。）

十三～三十　（略）

2
（略）

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる表示事項は、それぞれ当該各号に定める表示の方法により表示することができる。

一・二　（略）

三 原料原産地名　原材料の重量に占める割合（一定期間使用割合を含む。）については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。

十三～三十　（略）

2
（略）

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる表示事項は、それぞれ当該各号に定める表示の方法により表示することができる。

一・二　（略）

三 別表第十五の1から22までに掲げる加工食品の用に供する業務用加工食品であつて当該対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものとなる原材料の原産地並びに輸入品以外の農産物漬物（容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるものを除く。）の原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（）の原材料の重量に占める割合の高い野菜冷凍食品（容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル）以下であるものを除く。）の原材料の重量に占める割合が高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものとなるものの原料原産地原材料の重量に占める割合については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。

四・五　（略）

4
（略）

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第二款 業務用生鮮食品

(義務表示)

第二十四条 (略)

2| 前項の規定にかかわらず、農産物又は水産物の原産地については、国産品にあつては国産である旨の表示をすることができる。また、前項の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の高い原産地の順が分かるように表示する。

3| 前二項の規定にかかわらず、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を含む。）以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第二款 業務用生鮮食品

(義務表示)

第二十四条 (新設)

2| 前項の規定にかかわらず、対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあっては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ）以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

別表第十五（第三条、第十条関係）

1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も

高い生鮮食品 (5)の緑茶及び緑茶飲料にあっては荒茶の原材料、(6)のも

ちにあつては米穀、(8)の黒糖及び黒糖加工品にあっては黒糖の原材料、
(9)のこんにゃくにあつてはこんにゃくいも (こんにゃくの原材料である
こんにゃく粉の原材料として用いられたこんにゃくいもを含む。)、(18)

のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。) の当該割合が五十パーセント以

上であるもの

(1) 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 (フレーク状又は粉末状にし
たものを除く。)

(2) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く。)

(3) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及
及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

(4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果
実及びきのこ類を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを
除く。)

緑茶及び緑茶飲料

もち

いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類

黒糖及び黒糖加工品

こんにゃく

(10) (9) (8) (7) (6) (5)
調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの
を除く。)

別表第十五（第三条、第十条関係）
(新設)

1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 (フレーク状又は粉末状にし
たものを除く。)

2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く。)

3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及
びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果
実及びきのこ類を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを
除く。)

緑茶及び緑茶飲料

もち

いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類

黒糖及び黒糖加工品

こんにゃく

10 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの
を除く。)

2	(11)	ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
農産物漬物	(12)	表面をあぶつた食肉
	(13)	フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	(14)	合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したもの）
	(15)	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたもの）
	(16)	塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
	(17)	調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	(18)	こんぶ巻
	(19)	ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	(20)	表面をあぶつた魚介類
	(21)	フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	(22)	（4）又は（14）に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
23	11	ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
農産物漬物	12	表面をあぶつた食肉
	13	フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	14	合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したもの）
	15	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたもの）
	16	塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
	17	調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	18	こんぶ巻
	19	ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	20	表面をあぶつた魚介類
	21	フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	22	（4）又は（14）に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

野菜冷凍食品

うなぎ加工品

かつお削りぶし

6| 5| 4| 3|
おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているもの
に限る。）

野菜冷凍食品

うなぎ加工品

かつお削りぶし

26| 25| 24|
(新設)